品川区いじめ防止対策推進基本方針

平成２８年９月

品川区・品川区教育委員会

（最終改訂　令和８年４月１日）

目次

第１章　基本的な事項 3
１　基本方針の策定目的 3
２　基本理念 3
３　関係主体の責務 4
４　いじめの定義 5
５　いじめの理解 6
６　いじめの根絶 8
７　いじめの禁止等 8
８　いじめの防止等に関する基本的な考え方 9
第２章　いじめへの取組 12
第１節　区におけるいじめ事案への対応体制 12
第２節　学校における取組 13
１　学校いじめ防止基本方針と組織的対応 13
２　いじめの防止等に関する取組 14
第３節　区教育委員会における取組 19
１　いじめの防止等の対策のための組織の設置 19
２　いじめの防止等に関する取組 19
第４節　区長部局における取組 22
１　いじめの防止等の対策のための組織の設置 22
２　いじめの防止等の取組 23
第５節　雑則 26
第３章　重大事態への対処 27
１　重大事態の定義 27
２　重大事態の判断 27
３　重大事態発生の報告 28
４　重大事態発生時の対応 29
５　重大事態の調査 32
６　重大事態の再調査 34
第４章　参考（いじめの認知およびいじめ重大事態の認定フロー、いじめ重大事態の対応フロー） 35

＜本基本方針に頻出の用語の定義＞

◆法・・・・・・・・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

◆条例・・・・・・・品川区いじめ防止対策推進条例（平成 28 年法律第 33 号）

◆基本方針・・・・・品川区いじめ防止対策推進基本方針（令和８年４月１日改訂）

◆区・・・・・・・・品川区

◆学校・・・・・・・品川区立学校

◆区教育委員会・・・品川区教育委員会

◆区長部局・・・・・品川区教育委員会および区立学校を除いた品川区

◆支援チーム・・・・品川区教育委員会事務局教育総合支援センターに所属する心理職等の専門家で構成される学校を支援するチーム

◆ＳＣ・・・・・・・区教育委員会および学校に配置されるスクールカウンセラー

◆ＳＳＷ・・・・・・区教育委員会に配置されるスクールソーシャルワーカー

◆スクールロイヤー・区教育委員会において、学校のいじめ相談や保護者対応に応じる弁護士

※　このほか、上記にない用語の定義については、法、条例および本基本方針で定められたとおりとする。

第１章　基本的な事項

１　基本方針の策定目的

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身または財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたいじめの根絶を目指し、区教育委員会では、令和６年度より授業、研修、調査の３つの柱で新たないじめ予防プログラムを開始し、学校での未然防止、早期発見、早期対応に力を入れてきた。特に、学校における授業では、児童・生徒が主体的にいじめ防止等について考え、実践する実効性のあるプログラムに取り組んでいる。また、区長部局では、令和６年１月に「いじめ相談対策室」を設置し、学校外からアプローチによるいじめの即時停止を目指すとともに、いじめを起こさない地域づくりや被害者等支援にも取り組んでいる。

この基本方針は、区におけるいじめの根絶に向けた取組について、学校、区教育委員会、区長部局、児童・生徒およびその保護者、地域住民その他関係機関が連携の下、地域社会一丸となって取り組むよう、条例第 11 条[1]の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。なお、この基本方針は、法第 12 条に規定する「地方いじめ防止基本方針」に位置付けられるものである。

２　基本理念

いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童・生徒がいじめを行わず、および他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童・生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めることを旨として行わなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、区教育委員会、区長部局、保護者、地域住民および関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

---

[1] ○　品川区いじめ防止対策推進条例（平成 28 年品川区条例第 33 号）
（品川区いじめ防止対策推進基本方針）
第 11 条　区は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、品川区いじめ防止対策推進基本方針を定める。

３　関係主体の責務

条例において、関係主体の責務を次のとおり定めている。関係主体は、それぞれが有する責務を十分認識した上、いじめの防止等の対策に取り組む。なお、「区」には、区教育委員会が含まれる。

（区の責務）

第５条　区は、第３条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国および都と協力しつつ、 区の実情に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する。

（区長の責務）

第５条の２　区長は、基本理念にのっとり、教育委員会および区立学校との連携の下、いじめの防止等のための施策を総合的かつ実効的に実施する責務を有する。

（教育委員会の責務）

第６条　品川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、基本理念にのっとり、区立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（区立学校および区立学校の教職員の責務）

第７条　区立学校および区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民および関係機関等との連携を図りつつ、区立学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、当該区立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

また、条例では、保護者の役割、地域住民の役割および関係機関等の役割について次のとおり定めている。

（保護者の役割）

第８条　保護者は、子の教育について第一義的責任が保護者にあることから、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けていると思うときは、適切に当該児童等をいじめから保護するものとし、区立学校の教職員、区または関係機関等に相談するよう努めるものとする。

３　保護者は、区および区立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（地域住民の役割）

第９条　地域住民は、それぞれの地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

２ 地域住民は、児童等がいじめを受けているときまたはいじめを受けていると思うときは、速やかに区、区立学校または関係機関等に情報を提供するよう努めるものと

する。

（関係機関等の役割）

第10条　関係機関等は、いじめの防止等に関する啓発活動等を積極的に実施するとともに、区および区立学校との連携および協力に努めるものとする。

２ 関係機関等は、いじめに関する情報を入手したときは、速やかに区および区立学校に報告するよう努めるものとする。

４　いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、条例第２条第１項に規定のとおり、学校に在籍する児童または生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等と一定の人的関係[2]にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響[3]を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。これは、法第２条第１項に規定する「いじめ」と同義である。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、いじめを受けた児童等の立場に立つことが必要である。

いじめには、多様な態様があることに鑑み、条例の対象となるいじめに該当するか否かの判断に当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう留意する必要がある。具体的には、いじめを受けた児童等の中には、本人がそれを否定する場合も多々あることから、いじめを受けた児童等の表情や様子、周辺の状況等を踏まえ、いじめの定義に基づき判断する必要がある。また、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童等が、そのことを知らず心身の苦痛を感じるに至っていない場合においても、いじめと同様に対応する必要がある。

○　いじめの定義には、次の①から④の要素[4]が含まれている。

①行為をした者（Ａ）も行為の対象となった者（Ｂ）も児童等であること。
②ＡとＢの間に一定の人的関係が存在すること。
③ＡがＢに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
④当該行為の対象となったＢが心身の苦痛を感じていること。

○　具体的ないじめの態様として、以下のようなものがある。

○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○　仲間はずれ、集団による無視をされる

[2] 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人的関係を指す。

[3] 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

[4] 平成28年3月18日付27初児生第42号「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（周知）」の別添資料

○　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
○　金品をたかられる
○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

5　いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童等が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命、心身または財産に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

コラム①　「いじめの四層構造」

森田洋司（1986）は、著書の中で、「いじめの四層構造」を提唱し、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）や文部科学省「いじめに係る事例集」（平成 30 年９月）でも「いじめの四層構造」の立場を示して説明されている。

いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っており、「傍観者」が見て見ぬふりをしないよう教育していくことが重要である。

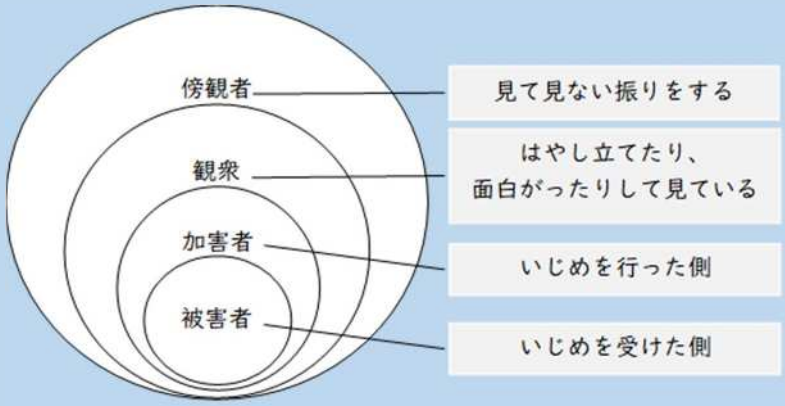

（参考：森田洋司・清永賢二（1986）『いじめ―教室の病い』）

コラム②　「いじめを深刻化させるキーワードと加害者、被害者および傍観者の特徴」

いじめには、いじめを深刻化させる二つのキーワードがあることが分かっている。

和久田学（2019）は、著書の中で、マーラー・ボンズら（Bons & Stoker,2000）のいじめ予防プログラムであるBully Proofing Your School（BPYS）で用いられている「アンバランス・パワー（力の不均衡）」および「シンキング・エラー（間違った考え）」に着目し、この２つがいじめを深刻化させるキーワードとして、日本版のいじめ予防プログラム「トリプルチェンジ」を提唱している。これは、文部科学省の「いじめに対する理解を促す動画教材」（令和４年６月）の授業の中でもこの二つのキーワードを用いた指導にも使われている。

「アンバランス・パワー」とは、加害者と被害者の立場や役割等の関係性から生じる力の不均衡である。「アンバランス・パワー」があることで、加害者による力や立場の乱用がエスカレートし、被害者は「やめて」と言いにくい状況が生まれる。

「シンキング・エラー」とは、いじめは加害者がもつ「〇〇だからいじめてよい」などの間違った考えのことである。加害者は「シンキング・エラー」に気付かないまま、いじめが継続していく。

こうした加害者の行為や「シンキング・エラー」には、「モデルの存在」があり、「〇〇（身近な大人や周囲の仲間）もやっていたから、自分もそうしてよい」という「シンキング・エラー」につながっていることを理解しなければならない。また、日常生活において自分自身の立場や役割を理解し、自分自身の力を正しく使ったり、自分自身の言動が相手に与える影響を考えたりすることや、自分自身の中に「シンキング・エラー」がないかを気付かせる指導が必要となる。

一方、被害者は、いじめを受けた際に、周囲の大人や仲間に何も言えなかったり、「大丈夫です」と言ってしまったりと、ＳＯＳが出せないという沈黙する傾向があることも理解して対応に当たらないといけない。被害者が沈黙する理由には、もともと孤立していたり、助けを求めることは格好悪いことと思っていたり、過去にいじめを相談しても助けてもらえなかった経験をしていたりするなどが考えられる。このことから、被害者からいじめに関する相談を受けた場合には、沈黙する理由や背景を考慮し、被害者の心情に寄り添った支援が求められる。

以上から、児童等にも、法が示すいじめの定義を理解させるとともに、「いじめの四層構造」や、「アンバランス・パワー」や「シンキング・エラー」等のいじめの理解を促し、主体的にいじめ防止について考え、行動できる集団になるように努めていく必要がある。万が一、いじめが起きたとしても、いじめを見て見ぬふりをしている周囲の「傍観者」が、「やめて」と言ったり、被害者と一緒にその場を「はなれる」行動をとったり、周囲の大人に「たすけて」と助けを求めたりする、いわゆる「や・は・た行動」を取ることで、いじめを止める効果があると言われている。「傍観者」に対して「や・は・た行動」を教えていくことは大変重要であり、「傍観者」の行動の変化がいじめ防止の鍵を握ると言われている。

（参考：和久田学（2019）『学校を変える　いじめの科学』および公益社団法人子どもの発達科学研究所による教員対象の品川区いじめ防止教育研修内容）

６　いじめの根絶

上記５で述べたとおり、いじめは、児童等の生命、心身または財産に重大な危険を生じさせうるものであるから、区は、学校教育関係者、児童等およびその保護者、地域住民その他関係機関と連携し、および協力して、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るなど、地域社会一丸となっていじめの防止等のための対策に努め、いじめの根絶に取り組んでいく必要がある。

区は、家庭、地域および関係機関との連携強化を図り、オール品川でいじめ問題を根絶することを誓い、平成 25 年９月 24 日に「いじめ根絶」を宣言した。

「いじめ根絶宣言」（原文）

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されません。
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ます。
学校教育に携わる私たち関係者と児童・生徒、各家庭、地域の方々、関係機関等、それぞれが協力して、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図り、地域社会が一丸となって、以下のように いじめ根絶に取り組むことを誓います。

一　いじめは、どんな理由があっても決してしてはならない。
一　いじめは、どんな状況にあっても見すごしてはならない。
一　全ての区民参加で、いじめは絶対に許さない社会をつくりあげる。

平成２５年９月２４日　品川区教育委員会

７　いじめの禁止等

区では、上記６のとおりいじめ根絶宣言において宣言した、「いじめは、どんな理由があっても決してしてはならない。」「いじめは、どんな状況にあっても見すごしてはならない。」「全ての区民参加で、いじめは絶対に許さない社会をつくりあげる。」の実現を図るため、条例において次のとおり定めている。

（いじめの禁止等）
第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。
２　児童等は、いじめを受けていると思うときは、保護者、区立学校の教職員、区または関係機関等に報告するよう努めるものとする。
３　児童等は、他の児童等がいじめを受けているときまたはいじめを受けていると思うときは、いじめを傍観せず、保護者、区立学校の教職員、区または関係機関等に報告するよう努めるものとする。

８　いじめの防止等に関する基本的な考え方

区は、学校、区教育委員会および区長部局の関係主体が、家庭、地域および関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基本として、以下のとおりいじめ防止等の取組を推進していく。

（１）いじめへの対応

ア　いじめの未然防止

いじめは、重大な人権侵害であり、どの児童等にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童等を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

全ての児童等をいじめに向かわせることなく、学校の教育活動全体を通じて「いじめはどんな理由があっても決して許されない」ことの理解を促し、児童等の豊かな情操や道徳心を培うなど、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人[5]へと育み、いじめを生まない風土づくりのために、関係主体が継続的に未然防止の取組を進めていく。

イ　いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間、場所、形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段々から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校、区教育委員会および区長部局は、児童等がいじめの相談しやすい環境を整備するとともに、家庭や地域と連携して児童等を見守っていく。

ウ　いじめへの早期対応

いじめまたはいじめの疑いがあることが確認された場合は、学校、区教育委員会および区長部局は、速やかにいじめを受けた児童等やいじめの通報をした児童等の安全を確保した上、いじめの事実の有無の確認を行うため、調査その他必要な措置を講じるものとする。

いじめがあったことを確認された場合は、いじめをやめさせ、および再発を防止するため、いじめを受けた児童等およびその保護者に対する支援ならびにいじめを行っ

---

[5] 文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日）」参照。なお、本基本方針における「大人」とは、学校の教職員、保護者、地域住民等の児童・生徒の周囲にいる全ての大人のことをいう。

た児童等への学校による指導またはその保護者に対する助言等を継続的に行うほか、事案に応じて関係機関との連携を図りながら対応する。

いじめへの対処にあたり、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察と連携しこれに対処するものとし、その被害を受けた児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めなければならない。

（２）いじめの防止等のための連携

ア　家庭および地域との連携

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校において家庭および地域との連携が必要である。学校は、学校だよりや学校ホームページに「学校いじめ基本方針」を掲載することはもとより、年度当初の保護者会や校区教育協働委員会[6]等において、学校のいじめの防止等に係る取組について説明し理解を求めるほか、市民科授業地区公開講座や学期ごとの保護者会等の機会を捉えていじめの問題について話し合う機会を設けるなど、いじめの問題について保護者や地域と連携した取組を推進していく。

イ　関係機関との連携

いじめには、児童等本人の状況や人間関係、生活環境など様々な要因が絡み合っていることがあり、学校だけでは解決が困難なものもある。いじめの解決には、これらの要因を適切に解決していく必要があり、学校以外の関係機関（警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センター、児童センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）との連携が必要である。そして、連携においては、単なる情報交換だけでなく、相互に一体的な対応を図っていくことが重要であるから、平素からこうした関係機関の役割や特徴などの理解に努めるとともに、関係機関の担当者と積極的に意見交換を図るなど、連携した組織体制づくりに努めるものとする。

（３）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の「いじめの解消と判断するための２つの条件」が満たされている必要がある。ただし、２つの条件が満たされている場合であっても、必要に応じて、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等との関係修復状況などいじめを受けた児童等の様子や心情を確実に把握し、安心して生活ができるようになるまで支援を継続する。

---

[6] 「校区教育協働委員会」とは、学識経験者、学校管理職、保護者、地域住民等が委員となり、学校運営の改善や児童等の健全育成に取り組む組織をいう。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、学校の教職員など個人が行うのではなく、「いじめの解消と判断するための２つの条件」が満たされていることを含め、学校いじめ対策組織である「学校いじめ対策委員会」など組織においていじめを受けた児童等の状況等を総合的に考慮し、判断する。

【いじめの解消と判断するための２つの条件】

条件①　いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童等に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者、学校いじめ対策組織など組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童等およびいじめを行った児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、あらためて相当の期間を設定して状況を注視する。

条件②　いじめを受けた児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童等が当該いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童等本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日制定）」参照

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、当該いじめを受けた児童等およびいじめを行った児童等について、日常的に注意深く観察する必要がある。

第２章　いじめへの取組

第１節　区におけるいじめ事案への対応体制

区では、いじめの防止等の対策を推進するための組織として、学校および区教育委員会に加え、令和５年８月３１日付調査報告書（品川区いじめ問題調査委員会答申）を受け区長部局に設置したいじめ相談対策室の関係主体３者が、次のように連携を図りながらいじめの防止等の対策に取り組んでいる。

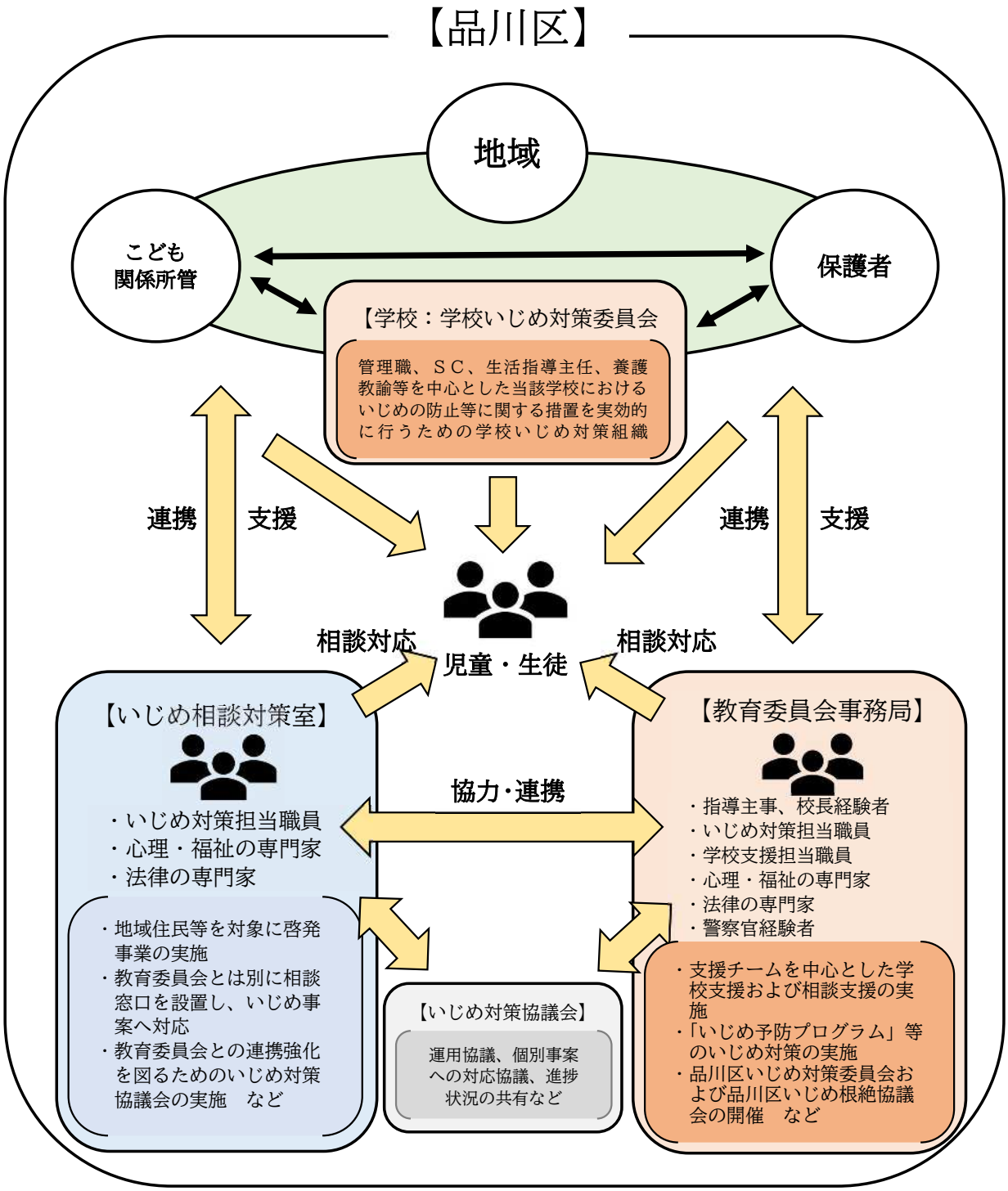

第２節　学校における取組

１　学校いじめ防止基本方針と組織的対応

（１）学校いじめ防止基本方針の策定と周知

学校は、「法」、「条例」、「基本方針」ほか「東京都いじめ防止対策基本方針」の趣旨を踏まえ、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止に努める。また、「学校いじめ防止基本方針」を実効性のあるものとするため、学校は、いじめ防止等に関する指導の年間計画等の作成を行う。

「学校いじめ防止基本方針」については、学校ホームページで公表し、入学時や各年度の開始時に、児童・生徒、保護者等に説明するなど周知する。[7]

（２）学校いじめ対策組織「学校いじめ対策委員会」の設置と組織的対応の推進

ア　「学校いじめ対策委員会」の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための学校いじめ対策組織として、「学校いじめ対策委員会」を置く。構成員は、管理職、ＳＣ、生活指導主任、養護教諭等を中心に、必要に応じて学年主任、学級担任、教科担任、学校医等の教職員が参画できるようにするなど、学校の実態に応じた人選とし、柔軟な組織とする。

イ　「学校いじめ対策委員会」の体制

「学校いじめ対策委員会」は常設の組織とし、月１回以上定期的に開催するほか、いじめの事案や重大性に応じて、適宜開催するものとする。いじめが疑われる行為の発見やいじめの相談・通報があった場合には、速やかに開催できるように体制を整えておく。

ウ　「学校いじめ対策委員会」の役割

いじめを重大化させないため、全ての学校に設置する学校いじめ対策委員会がいじめ対応にあたり、平時から実効的な役割を果たす。

・定例会議の設定と会議録の作成・保管
・いじめの防止等に関する教員研修（年３回）や授業（年３回）、１人１台端末を活用した各種調査[8]の実施等の年間計画の作成・実施
・いじめの早期発見につながる１人１台端末を活用した各種調査の分析
・所属職員等からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
・いじめが疑われる行為やいじめの報告があった際の調査の実施

---

[7] 基本方針 p10 より再掲

[8] 令和５年７月 31 日付文部科学省事務連絡「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について」別添資料で文部科学省が紹介している１人１台端末を活用した心の健康観察アプリ、いじめに関する相談ツール、学校風土を見える化する調査ツール等を計画的に実施していく。

・いじめの定義に基づいたいじめの認知および重大事態の認定
・いじめの解消に向けた対応方針の協議
・児童等、保護者等に対応する教職員等への指導・助言
・議事録、調査結果および対応記録等の記録の保管（５年保存）・引継ぎ
・学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

エ　重大事態が発生した場合の体制

重大事態が発生した場合[9]において、学校は、条例第 21 条第 1 項の規定により、速やかに区教育委員会に報告するとともに、「学校いじめ対策委員会」を開催し、事実関係を明確にするための調査を実施する。学校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、児童等および保護者が学校調査に納得していない場合等は、区教育委員会に相談のうえスクールロイヤー等の助言を受けるなど、学校と区教育委員会が連携した対応を検討する。

コラム③　「いじめか否かは、『組織』で判断する」

国立教育政策研究所では、いじめの対応について、法に基づき学校いじめ対策委員会等の学校いじめ対策組織を実効性のある組織として機能させるための手順や仕組みを示している。

しかし、日々発生する様々な事案全てを、「組織」の全メンバーが毎日のように顔をそろえて検討できる学校は限られます。かと言って、個々の教職員がいじめと判断したものだけを報告するというのでは、法律の趣旨に反します。

そこで、「組織」による「認知」を機動的に行うために、メンバーの中に「集約担当」を置くことが考えられます。児童生徒のささいな変化に気づいたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを、日時、場所、関わっていた児童生徒の氏名とともに、「集約担当」に速やかに伝えます。「集約担当」は、毎日、放課後に、集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断（「組織」を招集して検討、２～３日様子を見る、一過性のトラブルとして記録のみ、等の対応の仮仕分）を行い、校長の承認を得て実行に移します。必要なら、関係教職員からの聞き取り等も行っておきます。「組織」を招集した場合には、「組織」としての調査等を経て、いじめか否かを判断します。いじめと「認知」した場合、速やかに教育委員会に報告します。

（引用：国立教育政策研究所「生徒指導リーフ 19　学校の『組織』で行ういじめ『認知』の手順」平成 27 年 11 月発行）

このように、「組織」のメンバーの中から「集約担当」を決めるなど、各種調査からの訴えを含めて、日々の情報を「集約担当」が整理･記録･集約し、各事案の緊急性に応じた対応やいじめの認知を学校いじめ対策組織である学校いじめ対策委員会で判断することが求められる。また、初期の段階でいじめではないかと疑い、組織として適切に対応していくことが重要となる。

２　いじめの防止等に関する取組

学校は、区教育委員会と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階に

[9] 「第３章 いじめ重大事態への対処（Ｐ27）」参照

おける取組例を示す。

（１）いじめの未然防止

学校は、道徳教育および人権教育を推進するとともに、児童・生徒会等による主体的な取組や学校行事等における体験学習の充実を図ることで、豊かな情操と道徳心を培い、児童等がいじめはどんな理由があっても決して許されないことを自覚できるよう努める。また、いじめが起きにくい学校風土の醸成に努める。具体的には以下のとおり取り組む。

・「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」という意識を学校全体で醸成する。

・市民科学習等を通じて、「いじめ防止等に関する授業」（いじめ予防プログラム）を意図的・計画的に、年３回以上実施し、児童等がいじめの定義を理解し、主体的にいじめ問題について考え対応できるようにする。学校の教育活動全体を通じて、道徳教育および人権教育を推進し、人権や多様性を尊重する心情を育て、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる指導を年間通じて行う。

・「生徒指導提要」[10]に基づき、児童等が安全・安心に学校生活が送ることができるように、学校の教育活動全体で生徒指導の４視点である「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」[11]を意識し、児童等の適切な行動に着目して認め、励ます前向き行動支援を行い、いいじめが起きにくい学校風土を醸成し、児童等のウェルビーイング向上を図るように努める。特に、教職員を含め、児童等にかかわる大人は、よい行動モデルを提供できるように率先して範を示すように努める。

・いじめが起きにくい学校風土の醸成を目指すために、「学校風土調査」を年２回実施し、学校風土を見える化し、学校の教育活動および教師の支援について振り返り、改善を図っていく。

・学校と保護者・地域住民ならびに保護者同士の緊密な連携・協力を推進するため、家庭訪問や保護者会、学校だより、学校ホームページ等で、学校がいじめの未然防止に努める姿勢を示し、信頼関係を築く。

・学校間および校種間での連携を強化し、入学児童等および転入児童等の状況について、いじめや不登校等の実態の有無について確認し、児童等情報を確実に学校間および校種間で引き継ぎ、未然防止に努める。

---

[10] 「生徒指導提要」とは、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、文部科学省が示した生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である。なお、現行のものは、令和４年１２月に改訂された改訂版をいう。

[11] 「生徒指導提要」p14 参照。

（２）いじめの早期発見

学校は、児童等との日頃からのかかわりを大切にするとともに、家庭等との連携を密にすることにより、児童等からの相談を受けやすくしたり、保護者や地域住民および関係機関からの情報提供を得やすくしたりするよう努める。具体的には以下のとおり取り組む。

・児童等および保護者がいじめを相談しやすいよう、日頃から学級担任および学年教員は児童等および保護者との信頼関係を構築するとともに、校内でのさまざまな相談体制を整備し、保健室や相談室等の校内の相談窓口について周知する。

・学級の様子と早期のいじめの実態把握を行うために、１人１台端末を活用した各種調査を実施する。

・各種調査等からの相談において、児童等からいじめの疑いがある行為および心身の苦痛等の被害申告や目撃申告があった場合、聞き取りを実施して対象児童等からの心身の苦痛の訴えがなかったとしても、置かれている人間関係の中で「自分が悪い」と考えていたり、「話すことが恥ずかしい」「心配させたくない」「悟られたくない」など本人の性格や考えから心身の苦痛が表現されなかったり、「仲直りしたから大丈夫」などと過小に表現されることがあるため、表面的にとらえ、心身の苦痛はなかったと判断してはいけない。学校として、児童等の人間関係および性格を考慮し、心身の苦痛を見落とすことがないように努めるとともに、明らかな人権侵害に当たる行為が確認された場合は、いじめとして介入・指導するよう見逃さないようにする。

・児童等が直接相談できる窓口として、区教育委員会いじめ専用電話[12]や１人１台端末を活用したいじめ相談フォームアプリのほか、区長部局におけるいじめ相談対策室等について周知する。

（３）いじめの早期対応

学校は、学校いじめ対策組織である「学校いじめ対策委員会」を中核とし、いじめを積極的に認知し、区教育委員会、家庭、地域および関係機関と連携しながら具体的な対応および支援策を早期に講じ、いじめの解消に努める。具体的には以下のとおり取り組む。

・いじめの疑いがある行為を発見または報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策委員会」の構成員に報告・連絡・相談を行い、「学校いじめ対策委員会」を速やかに開催する。「学校いじめ対策委員会」で情報収集、児童等への聞き取りやアンケート調査等を実施し、いじめの有無の事実確認を行う。いじめの定義に該当する場合は、「学校いじめ対策委員会」にて、いじ

[12] 区教育委員会いじめ専用電話は、一般の電話から架電できるとともに、１～６年生の児童に品川区が貸与している「まもるっち」から直接架電することができる。

めを認知し、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定する。

・いじめを受けた児童等およびいじめを知らせてきた児童等の安全の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、いじめを行った児童等への指導を徹底する。

・児童等への聞き取りに当たっては、いじめを受けた児童等およびいじめを行った児童等の双方に聞き取りを行うだけではなく、周囲にいた周辺児童等への聞き取りを行い、事実を十分に確認し、記録を取っておく。その際、いじめを受けた児童等がつらい記憶を思い出す場合があるため、ＳＣと連携し、本人の気持ちに寄り添いながら丁寧に聞き取りを実施する。

・対応経過については、全ての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を作成し、全教職員が確認できる方法で保管する。

・記録は、事実確認をもとに、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「何を」「どうしたか（どのような対応を行ったか）」など、事実や対応が時系列で明確に分かるように作成する。

・いじめを受けた児童等の保護者およびいじめを行った児童等の保護者の双方に、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、いじめを受けた児童等への支援内容や、いじめを行った児童等への指導、再発防止に向けた取組について理解を得る。その際、学校は保護者との信頼関係を構築しながら、いじめの解消、いじめを受けた児童等の支援、いじめを行った児童等への指導に向けて一緒に解決を図る姿勢を示す。

・学校だけでは解決が難しい状況になると予測される場合、早い段階で区教育委員会に相談し、指導主事やスクールロイヤー等に助言をもらうなど、区教育委員会および関係機関との連携を図り、組織的な対応に努める。

・校区教育協働委員会にいじめが発生したことを報告するとともに、早期解決に向けた連携・支援を求める。

（４）重大事態につながらないための対応（いじめを重大化させないための対応）

ア　いじめを受けた児童等の安全確保と不安解消

・授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さず観察を行ったり、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。

・登校できていない場合には、学級担任をはじめ、学年の教員等による電話連絡や家庭訪問を適宜行うとともに、学校としてできる学習支援や校内教育支援センター（校内別室）等の居場所について説明し、学習保障を速やかに行う。

・いじめを行った児童等のいじめ行為がエスカレートすることにも留意し、いじめを受けた児童等に寄り添い、教職員全体で断固として、いじめを受けた児童等を守り抜く姿勢を明確にする。

・心理的ストレスや不安を解消するため、ＳＣとの面談等により心のケアを行う。

イ　いじめを行った児童等に対する組織的・計画的な指導および観察

・「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。

・状況に応じてＳＣと連携し、いじめを行った児童等へのアセスメントを行うなど、いじめの行為を行う背景を配慮しながら、指導の充実を図る。

・いじめを行った児童等の保護者と連携し、学校の指導方針を丁寧に説明した上で、家庭での指導を依頼する。家庭での指導が困難な場合は、ＳＣやＳＳＷが心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。

・いじめを行った児童等が自身の行為をいじめと認識しておらず、いじめを受けた児童等が精神的な苦痛を感じている場合は、いじめを行った児童等に相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

ウ　いじめを受けた児童等およびいじめを行った児童等の保護者の理解に基づく対応

・いじめの対処に当たり、学校の教職員、保護者（家庭）が、いじめについての共通認識をもって、対処できるよう関係保護者へ「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。また、児童等が安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指し、学校として組織的に対応していくことについて、保護者の理解を得る。

・「学校いじめ対策委員会」の構成員が、それぞれの保護者に対して、正確な事実に基づき、互いの児童等にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定する。なお、「学校いじめ対策委員会」が協議の場を設定する場合は、事前に安易な加害児童等の謝罪、当事者同士の表面上の和解が目標ではないという共通理解のもと、保護者の十分な理解を得て設定するように留意する。

エ　学校関係者や地域、関係機関と連携した対応

・PTA 役員会、校区教育協働委員会、「学校サポートチーム[13]」会議等を必要に応じて開催し、保護者、地域および関係機関への支援を依頼する。

・地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、町会・自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）による声掛け、見守りを要請する。

・児童相談所および子ども家庭支援センター等の関係機関と連携した対応を図る。

・児童センター、すまいるスクール等の職員による声掛け、見守りおよび支援体

[13] 「学校サポートチーム」とは、児童等の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む組織である。構成員は、学校の教職員はじめ、PTA 役員、児童相談所職員、子ども家庭支援センター職員、スクールサポーター（警察）、民生・児童委員、保護司、SC、SSW 等からなる。

制について連携を図る。

・インターネットを通じて行われるいじめについて、区教育委員会および関係機関と連携し、迅速に対応し、拡散等の二次被害を防ぐ。

オ　警察への相談・通報[14]

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、被害を受けた児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがある。こうした場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第３節　区教育委員会における取組

１　いじめの防止等の対策のための組織の設置

（１）品川区いじめ根絶協議会の設置

区は、条例第１３条第１項の規定に基づき、いじめの防止に関係する機関および団体の連携を図るため、学識経験者、地域代表、関係官公署、区長部局等から構成される「品川区いじめ根絶協議会」を置く。

なお、この「品川区いじめ根絶協議会」は、法第１４条第１項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」に位置づけられるものである。

（２）品川区いじめ対策委員会の設置

区教育委員会は、条例第１４条第１項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の推進について調査・審議するために、学識経験者、法律、医療、心理、福祉等専門知識を有する者から構成される「品川区いじめ対策委員会」を置く。

なお、この「品川区いじめ対策委員会」は、法第１４条第３項において、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときに置かれる区教育委員会の附属機関として位置づけられるものである。

２　いじめの防止等に関する取組

（１）いじめの未然防止に関する教育の推進

ア　未然防止に関する学習支援

いじめの未然防止教育として、学校に対して「いじめ防止等に関する授業」について教材や指導法を提供するとともに、教員研修や調査を実施し、いじめが起きに

[14] 令和５年２月７日付　４文科初等 2121 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」に基づき、警察とは日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められる。

くい学校風土の醸成に向けた指導・助言を行うなど伴走支援に努める。

イ　情報モラル教育の推進

携帯電話やスマートフォン等の利用によるインターネットを媒介としたいじめを防止するため、教員に対して情報モラルに関する研修を行うとともに、児童等や保護者に対して「SNS 家庭ルール」等の作成と活用についての働きかけを推進する。

また、インターネットのもつ利便性と危険性についても正しい認識を共有できるように努める。

（２）いじめの早期発見の体制づくり

ア　相談体制の整備

児童等およびその保護者がいじめに関する悩みや不安について、区教育委員会いじめ専用電話、心のフリーダイヤル、電話相談や来所相談のできる教育相談室の利用や、巡回相談員およびＳＣが対応するなど、相談できる体制を整える。

イ　多様な相談窓口の設置

児童は区が貸与している「まもるっち」から直接、区教育委員会いじめ専用電話へ、生徒は貸与している１人１台端末からいじめ相談フォームアプリを通じて、相談できるようにする。

ウ　各種調査に係る体制整備

児童等の心身の不調やいじめの被害および目撃申告の情報を早期に発見し、大人側からは見えにくい児童等の潜在的ないじめを見逃さないことと、いじめが起きにくい学校風土の状況を把握するために、１人１台端末を活用した各種調査を年間計画に基づき実施する。また、調査結果についての聞き取り等の対応については、学級担任だけで対応するのではなく、学校いじめ対策委員会にていじめの事実を確認し、いじめの認知と具体的な対策および児童等への支援策を検討し、組織的に対応できる体制を整備する。

（３）いじめの早期対応

ア　学校支援の実施

いじめに関する情報を学校と定期的に共有するとともに、必要に応じて、指導主事やスクールロイヤー等の専門的知識を有する支援チームを学校に派遣し、いじめの防止等の取組への支援に努める。

また、区教育委員会のいじめ対策担当が調査結果を定期的に確認し、いじめの疑いや被害申告があれば、指導主事や支援チームと情報共有を行い、区教育委員会か

ら学校に支援および指導を行うとともに、学校風土改善に向けた支援を行う

イ　相談支援の実施

区教育委員会は、いじめに関する相談を受けた場合、支援チームを中心とした心理職等の専門家が聞き取りを行うとともに、いじめを受けた児童等の心情に寄り添い、いじめの解消に向けた相談支援を行う。相談の受理にあたっては、事案に応じて、学校、区長部局その他関係機関と連携することや、いじめに関する相談内容等を共有する旨の同意を得る。ただし、相談者から相談内容等の共有に関し同意を得られない場合であっても、児童等の生命、心身または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

ウ　教員研修の実施

いじめに適切に対応できるよう教員の指導力と資質・能力の向上を図るため、研修の充実を図る。具体的には、教員がいじめの未然防止・早期発見・早期対応を行うことができるようにするため、全教員および区教育委員会職員を対象としたいじめ防止等に関する研修を職層等に応じて段階的に実施し、学校におけるいじめ防止等を推進するリーダーおよび介入支援ができる専門家の育成を目指す。また、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、生活指導主任会において必ずいじめ問題を扱うとともに、最新の情報等を掲載した資料の配布等の情報提供を行う。

（４）家庭、地域および関係機関との連携体制

ア　家庭との連携

児童等の教育について第一義的な責任をもつ保護者に対して、市民科授業地区公開講座や学校公開日、いじめ防止推進ウィーク[15]、保護者会、PTA 活動等の機会を活用し、いじめ防止に向けた連携を図る。

イ　地域との連携

日頃から学校と町会等の地域組織が情報交換等による協力体制を築き、見守りや声掛け等の取組を行うとともに、学校行事や校区教育協働委員会、地域健全育成運営協議会等の機会を活用した連携により、地域とともにある学校づくりを推進する。

ウ　関係機関との連携

児童等の健全育成を推進するため、区長部局および警察、少年センター、児童相

[15] いじめ防止推進ウィークは、令和６年度までは、いじめ防止推進デーとして土曜授業日にいじめ根絶バッジを着用するなどの学校でのいじめ防止等の取組を推進する日として設定していた。令和７年度より土曜授業日や学校公開日等、学校が設定する期間を「いじめ防止推進ウィーク」とし、同様の取組を推進していく。

談所、子ども家庭支援センター、保健センター、児童センター、すまいるスクール、民生・児童委員、保護司等の関係機関と様々な機会を活用して情報交換を行い、連携を強化する。

（５）その他の取組

・いじめ実態調査報告および不登校対策報告書

毎月、学校で児童等およびその保護者、１人１台端末を活用した各種調査ツールの一つであるいじめ実態調査アプリの結果等から訴えがあったものについて、「学校いじめ対策委員会」で認知したいじめの概要を報告書として提出させる。報告書をもとに、学校へのヒアリング、支援チームおよび区長部局と情報共有を行い、問題解決を図る。また、毎月学校から提出される不登校対策報告書を確認し、いじめを起因とした不登校についても、同様に対応する。

・いじめに関する情報は、その解消を目的に区長部局との共有を図り、相互に適切な情報管理と進捗状況の管理を徹底する。

・いじめ根絶バッジ

各校が作成したいじめ根絶バッジを学校が定める日やいじめ防止推進ウィーク等の期間に身に着け、いじめ防止に対する意識を高め、品川区内の児童等、教職員、保護者、地域関係者等が、いじめの未然防止、早期発見・解決へ協力して取り組む。

・品川教育の日

５月の第１回には、中学校・義務教育学校（後期課程）が７年生の授業を公開し、授業後に出身校別分科会を開催して、小学校・義務教育学校（前期課程）の教員といじめ・不登校を含む７年生の情報交換を行う。

９月の第２回では、区立学校の全教職員を対象として、いじめに関連した講演や研修会を実施し、同一の視点でいじめ防止に当たれるようする。

２月の第３回では、小学校・義務教育学校（前期課程）が６年生の授業を公開し、授業後に入学予定の中学校・義務教育学校（後期課程）の教員といじめ・不登校を含む６年生の情報交換を行い、次年度の学級編成や学年経営に生かす。

第４節　区長部局における取組

１　いじめの防止等の対策のための組織の設置

（１）いじめ相談対策室の設置

区長部局は、いじめを受けた児童等やその保護者等から直接相談を受け付けるとともに、学校、区教育委員会その他関係機関と連携の下、当該いじめの解決に向けた取組を実施するため、いじめ相談対策室を置く。

（２）品川区いじめ対策協議会の設置

区長部局は、区教育委員会と連携の下、いじめを迅速かつ適切に対処することがで

きるよう「品川区いじめ対策協議会」を置く。

品川区いじめ対策協議会は、毎月１回開催することとし、区長部局と区教育委員会の間におけるいじめ事案への対応に係る運用協議、区長部局が受けたいじめ事案に係る対応協議および進捗状況の共有、いじめの重大事態に係る進捗状況の共有等を図っていく。

（３）品川区いじめ問題調査委員会の設置

区長は、区教育委員会よりいじめの重大事態に係る調査結果の報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例第 21 条第２項の規定に基づき、法律、心理、福祉等に関し優れた識見を有する者および区民で構成される「品川区いじめ問題調査委員会」を置く。

なお、この「品川区いじめ問題調査委員会」は、法第 30 条第２項において、学校または区教育委員会が調査したいじめの重大事態について、必要に応じて再調査を実施するために設置する地方公共団体の長の附属機関に位置づけられるものである。

２　いじめの防止等の取組

（１）いじめの未然防止

地域において、いじめに関する正しい知識やいじめの疑いがある行為を見た・聞いた際の正しい対応方法等について理解を深めてもらうため、子ども関係所管や地域の関係団体等とも協力を得ながら、地域住民、地域団体等に対していじめの定義、法の趣旨、法に基づく対応、児童等への傍観者教育の大切さなどを理解してもらい、いじめが起きにくい地域社会の実現に取り組んでいく。

（２）いじめの早期発見

心理や福祉の専門家等からなるいじめ相談対策室を設置し、児童等およびその保護者、地域住民等が安心して、いじめに関する相談や通報を行うことができるよう、多様な相談窓口[16]を設けるなど、相談等しやすい環境を整備する。

（３）いじめの早期対応

区長部局は、次の各段階に応じて、学校、区教育委員会その他関係機関と連携しながら、いじめの防止等に向けた対策を実施していく。

ア　相談受理

・相談を受けるにあたっては、相談者の感情に寄り添いつつ、単なる傾聴ではなく、相談支援の限界を示しつつ相談内容を整理しながら聞き取る。

・即時対応が必要な事案[17]、法のいじめ重大事態の蓋然性が高い事案、いじめの背景

[16] 多様な相談窓口として、「品川区いじめ対策ポータル～きづき」、いじめ相談専用電話手紙、メールのほか、LINE を活用した相談予約による相談などがある。

[17] 即時対応が必要な事案として、いじめを受けた児童等が自殺企図している場合、校外の人物が関与

に別の問題が絡んでいる事案その他深刻ないじめ事案を見分け、医療機関、警察等の外部機関や児童相談所への協力要請、学校・区教育委員会への報告・協議など適切な対応を行う。

・事案の内容に応じて学校、区教育委員会その他関係機関と連携することや、いじめに関する相談内容等を共有する旨につき相談者から同意を得る。ただし、当該同意を得られない場合であっても、児童等の生命、身体または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

イ　実態把握

・相談者等への聞き取りにあたり、実際に行われた行為（事実）と相談者等の主観（感想・考え・想像・意向）とを分けて把握することに留意し、いじめの行為の種類や内容、頻度、いじめを行った児童等（人数、いじめを受けた児童等との関係性）、発生場所、周囲の者等について慎重に聞き取る。

・相談者からの情報だけでは足りない場合や、実際に行われた行為（事実）か否か曖昧な場合などは、学校、いじめを受けた児童等、関係児童等に対し事実関係の確認を行うほか、必要に応じ学校および区教育委員会に対し必要な資料の提出および説明を求める。

・相談者等への聞取りにより、児童等同士のアンバランス・パワー、いじめを行った児童等のシンキング・エラーの存在およびモデルの存在、いじめを受けた児童等の孤立、学校の環境などの実態も把握する。

・いじめの背景に児童等やその保護者が抱える課題を把握した場合は、関係機関と連携し重層的支援につなげていくことから、その背景情報について十分な聞き取りを行う。

・いじめの該当性について、第１章４「いじめの定義」を参照に、把握した実態等を踏まえ、いじめの定義に基づき判断する。

ウ　支援計画

・把握した事実経過、児童等の現況、相談者の意向等を踏まえ、学校および区教育委員会におけるいじめの防止等に係る役割や対応状況にも十分留意しつつ、組織における介入支援の目標を設定する。

・設定する目標としては、条例第３条第１項の基本理念にのっとり、いじめを受けた児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校、区教育委員会その他関係機関との連携の下、主に以下の内容が満たされる状況を築くこととする。なお、安易ないじめを行った児童等の謝罪、当事者同士の表面上の和解が目標ではない。

- ➢ いじめの行為を止めること（必須）
- ➢ いじめを受けた児童等の心身の苦痛の解消（必須）

し被害のエスカレートが予想される場合、児童等が虐待、体罰等の被害を受けている場合など考えられる。

- いじめを受けた児童等の安心・安全（必須）
- 相談者の安心感（必須）
- いじめを受けた児童等の環境の改善（孤立の解消など）
- いじめを行った児童等のシンキング・エラーの解消
- いじめを行った児童等の環境の改善
- 同じことが起こったときの対処法を教える
- 同じことが起こらない状況の設定[18]　　など

・支援計画の内容については、可能な限り相談者へ事前説明し、同意を得ておく（相談支援の終結との関連）。

エ　介入支援

・支援計画で定めた目標の達成に向け、直接介入または間接介入[19]の方法により相談者、被害児童等、加害児童等などへの支援を実施する。

・間接介入による支援の場合は、その後の学校、区教育委員会その他関係機関による介入状況を定期的に確認し、状況によってはいじめ事案の緊急度を上げる等して支援計画を柔軟に変更して対応する。

オ　終結

・支援計画で定めた目標が達成されたことまたは相談支援が別の機関に移行したことのいずれかをもって相談支援の終結とする。

・相談支援の終結に当たっては、支援計画で定めた目標が達成され、相談者が抱える課題を解決されたことを相談者に確認したうえ、相談支援の終了を告げる。

・相談者が抱える課題の解決が十分でなかったり、相談者の不安が払拭されていないと判断した場合には、実態把握に戻り、再度、支援計画を策定する。

（４）区長による勧告

区長は、いじめの実態把握と解決のための支援や協議等を踏まえ、条例第 19 条第４項の規定に基づき、いじめの事実またはいじめの疑いがあり、かつ、区教育委員会または学校が法に基づく適切な措置を講じていないときは、いじめを受けた児童等を救済するため、公正かつ中立な判断をすることができる専門家からの意見聴取を経て、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（５）関係機関との連携

いじめの背景ともなり得る、虐待、貧困、障害、疾病等、児童等や家庭が抱える課

---

[18] 同じことが起こらない状況の設定として、いじめを受けた児童等の気持ちを考えさせ、共感することを促すことや、いじめを行った児童等に何らかの背景事情が影響しているのであれば、そこを支援するなどが考えられる。

[19] 介入支援には、主体性をもって児童等との面談、いじめを行った児童等への支援、児童等同士の関係性の調整などを行う直接介入と、把握した情報をもとに学校、区教育委員会その他関係機関を通じて必要な支援を実施するなどの間接介入がある。

題を把握した場合は、警察、児童相談所、子ども家庭支援センターその他関係機関と連携し、いじめを受けた児童等およびいじめを行った児童等への重層的な支援につなげていく。

（６）いじめ被害者等支援事業[20]

児童等が安心・安全に教育を受けることができることを目的として、条例第 17 条の規定に基づきいじめを受けた児童等の保護者等に対し、いじめを解決するための弁護士への相談等に係る費用、児童等の転校に要する費用、いじめによる被害を受けた物品の買換えに要する費用等につき支援する。

第５節　雑則

１　情報の共有

学校、区教育委員会および区長部局は、いじめへの対処にあたり取得した個人情報について、当該いじめの解決を共通の目的として、その目的を達成するために必要な範囲に限り当該個人情報を共有することとする。

２　その他

学校、区教育委員会および区長部局は、この方針に基づくもののほか、必要に応じていじめ防止対策について対応を検討する。

[20] 品川区いじめ被害者等支援事業補助金交付要綱（令和６年品川区要綱第 235 号）参照。

第３章　重大事態への対処

１　重大事態の定義

いじめの重大事態は、法第 28 条第１項において次のように定義されている。

〇いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第１号「生命、心身または財産重大事態」という）

〇いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第２号「不登校重大事態」という）

２　重大事態の判断

学校は、重大事態に該当する可能性のある事案を把握した場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開催し、次の各項の例を参考にしながら、重大事態の定義に基づき、重大事態に該当するかどうかの判断を行う。

区教育委員会は、学校が重大事態に該当するかどうかの判断に迷う場合や、学校が重大事態と判断しなかった場合においても、重大事態と認定することができる。

なお、重大事態に係る対処は、学校の設置者である区教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、区教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、区教育委員会に情報を提供する。

学校がいじめ重大事態の判断に迷う場合や、児童等およびその保護者が学校調査に納得していない場合等は、区教育委員会に相談のうえスクールロイヤー等の助言を受けるなど、学校と区教育委員会が連携した対応を検討する。

【いじめの重大事態の判断事例等】

ア　「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた場合の判断

〇児童等が自殺を企図した場合

（例）・軽傷で済んだものの自殺を企図した。

〇身体に重大な障害を負った場合

（例）・暴行を受け、骨折した。

・投げ飛ばされ脳震盪となった。

・殴られて歯が折れた。

・カッターで刺されそうになった。

〇精神的に重大な被害を被った場合

（例）・多くの児童等の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

・わいせつな画像や顔写真の加工画像をインターネット上で拡散された。

〇精神性の疾患を発症した場合
（例）・リストカットなどの自傷行為を行った。
・心的外傷後ストレス障害と診断された。
・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
・意識を失うまたは過呼吸等で倒れるようになり救急搬送された。
〇金品等に重大な被害を被った場合
（例）・複数の生徒から金銭を強要され、総額１万円を渡した。
・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

イ　「児童等が相当の期間欠席」をしている場合の判断

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、区教育委員会と学校の判断により迅速に調査に着手する必要がある。

また、欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合も重大事態として扱う。

ウ　児童等およびその保護者からの申立てにより疑いが生じた場合の判断

いじめを受けた児童等およびその保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあり、上記の例に類する重大な被害が生じていることが疑われる場合は、「いじめにより重大な被害が生じた疑いがある」ものとして調査・報告に当たることが求められる。

一方で、児童等およびその保護者から、重大事態の申立てを受けたが、学校が児童等へいじめの事実等を確認できていない場合には、児童等の早期支援と同時に、まずは学校いじめ対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改訂版）」参照

３　重大事態発生の報告

（１）学校から区教育委員会への報告

重大事態の発生が確認されたまたは疑いがある場合、学校は、速やかに電話にて区教育委員会に重大事態の発生を報告する。その上で、学校は数日以内に、学校いじめ対策委員会における調査報告を文書にて区教育委員会教育長あてに重大事態発生の経緯を報告する。

（２）区教育委員会教育長から区長への報告

文書を受理した区教育委員会教育長は、区教育委員会会議において、重大事態の発生を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、区長に提出する。

４　重大事態発生時の対応

（１）いじめを受けた児童等の安全確保・不安解消のための支援

ア　学校の組織的な対応による安全確保と不安解消

・いじめを受けた児童等が二度といじめを受けることがないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。

・学校は、校長のリーダーシップの下、区教育委員会の指導・助言を受け、いじめを受けた児童等の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安の解消のために、組織的な支援を行う。

・学校の指導により、いじめを行った児童等によるいじめの行為が行われなくなっても、いじめを受けた児童等の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行う。

イ　保護者への説明

・学校は、いじめを受けた児童等の保護者に対して、いじめ重大事態の認定と区教育委員会への報告および調査の実施について説明を行う。また、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。

・学校は、いじめを行った児童等およびいじめを行った疑いのある関係児童等の保護者に対しても、いじめ重大事態の認定と区教育委員会への報告および調査の実施について説明を行う。

・学校は、調査結果とともに、いじめを受けた児童等が安心して学校生活を送れるようにするための方策について、保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告する。

ウ　外部人材や関係機関との連携

・いじめを受けた児童等が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。

・財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または区教育委員会といじめを行った児童等およびその保護者とが十分に協議し、適切に回復がなされるように努める。

・精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、ＳＣやＳＳＷ等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

（２）いじめを行った児童等に対する指導および支援

ア　教職員の毅然とした指導

・複数の教職員で適切に役割を分担し、いじめを行った児童等の行為に対して、毅然

とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。

・いじめを行った児童等が自身の行為の誤りや過ちを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、学校の全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えられるように促し、自己の目標を決める等して実践できるよう指導する。

イ　保護者への説明、協力関係の構築

・いじめを行った児童等に対する指導や更生に向けた支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得るようにする。

・いじめを受けた児童等およびいじめを行った児童等の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすること等が想定される場合には、校長は区教育委員会の指導・助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるように調整を図る。

・いじめに関わる関係児童等の保護者が子どもとの関係に悩みを抱えている場合等には、ＳＣが相談に応じる等して、学校と保護者の信頼関係の構築に努め、対応する。

ウ　教職員、ＳＣによる支援

・いじめを行った児童等の行為の背景には、いじめを行った児童等が過去に深刻ないじめ等を受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もある。必要に応じて教職員やＳＣが面接等を通して、いじめを行った児童等が自身の行為に対する振り返りを促す支援を行い、感情のコントロール、適切な人間関係づくりなどの具体的な方策について十分に指導する。

エ　別室での学習の実施

・いじめを行った児童等に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、いじめを受けた児童等が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、いじめを行った児童等を、いじめを受けた児童等が学習する教室以外の教室等で学習させる。

オ　警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

・いじめを行った児童等の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

・学校で指導を行っているにもかかわらず、いじめを行った児童等の行為に改善が見られない場合等、いじめを受けた児童等に対して、今後も生命、身体、財産に被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。
・その他、いじめを行った児童等の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、行為の改善への支援を行う。

カ　懲戒による指導、出席停止による他の児童等の安全確保

・いじめを行った児童等への指導を継続的に行っているにもかかわらず、いじめを受けた児童等や周辺児童等の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告等の懲戒を加える。
・区教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合は、いじめを行った児童等の保護者に対して出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童等や周囲の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。
・措置を講ずる場合には、いじめを受けた児童等の学習環境の確保といじめを行った児童等の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する。特に、いじめを行った児童等の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該児童等の実態を考慮して適切に指導・支援を行う。

（３）周辺児童等に対する指導・支援

・周囲にいた周辺児童等についても、学校生活が充実したものになるよう、いじめを受けた児童等およびいじめを行った児童等と同様に継続した支援を行う。具体的には、「出欠状況の確認」「日頃のコミュニケーションの様子や日常の観察」「アンケート調査」「保護者（家庭）・地域との連携」が考えられる。
・児童等の心身の状態に基づき、必要に応じてＳＣと連携しながら対応していく。

（４）学校関係者や地域、関係機関と連携した対応

重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲にいる周辺児童等を通して、多くの保護者がその事実を知ることもある。学校は、必要に応じていじめを受けた児童等の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者や PTA 役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて問題解決に向けた協力を依頼する。

重大事態が、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、周辺児童等やその保護者に不安を生じさせるような事態に至った場合は、学校は、地域や関係機関の専門的な立場から助言や協力を受け、問題を根本から解決させるための取組を推進する。

ア　保護者・ＰＴＡ等の協力体制

・いじめを行った児童等が集団で暴行を加えた等、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、いじめを受けた児童等が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合等には、区教育委員会との連携の下に緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状について説明する。

・必要に応じて、問題の解決や事態の収拾のため、保護者や PTA 役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協力体制を確立する。

イ　校区教育協働委員会や関係機関との連携

・学校はいじめの発生状況や対応状況について、個人のプライバシーに配慮しつつ、校区教育協働委員会、「学校サポートチーム」、地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、保護司、町会・自治会役員、青少年対策地区委員、品川地区人権擁護委員、卒業生、卒業生の保護者等）、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童センター、すまいるスクール等の関係機関との情報共有を行う。学校の対応のみでは解決に至らない場合や地域での見守りが必要な場合は関係機関に協力を依頼する。

5　重大事態の調査

区教育委員会は、学校よりいじめの重大事態の発生報告を受けた場合において、品川区いじめ対策委員会へ諮問し、条例第 20 条第 1 項に基づく調査を行う。なお、これは法第 28 条第 1 項に基づく調査と同義である。

（1）調査の目的

いじめ重大事態調査の目的は、当該重大事態への対処および再発防止策を講ずることである。民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的にするものではない。

（2）調査の事前説明

区教育委員会は、調査に関し、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」または「いじめにより不登校を余儀なくされた疑い」のある対象児童等の保護者およびいじめを行った疑いのある関係児童等の保護者に対して、調査の目的や調査の進め方等について以下の①～⑦の説明を行う。

①調査の根拠、目的	②調査組織の構成	③調査時期・期間
④調査事項・調査対象	⑤調査方法	⑥調査結果の提供
⑦調査終了後の対応		

（３）調査方法

区教育委員会は、品川区いじめ対策委員会に重大事態に関する調査の諮問を行う。諮問を受けた品川区いじめ対策委員会は、学校調査の結果および区教育委員会の報告を基に、調査方法を検討し、調査を実施する。

（４）調査結果の報告

品川区いじめ対策委員会は調査結果を調査報告書としてまとめ、区教育委員会へ答申する。また、区教育委員会は調査結果を区長へ報告する。

（５）調査結果の説明

品川区いじめ対策委員会による調査結果報告書は、学校または区教育委員会より、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」または「いじめにより不登校を余儀なくされた疑い」のある対象児童等およびその保護者へ提供し、説明を行う。いじめを行った児童等の保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。調査報告書の説明においては、個人情報保護法や児童等のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。

（６）調査結果の公表

調査報告書を公表するか否かについては、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」または「いじめにより不登校を余儀なくされた疑い」のある対象児童等の意向を踏まえ、区教育委員会および学校として、当該事案の内容や重大性、公表した場合の児童等への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

公表の方法については、調査報告書の公表版を作成し、ホームページ上に公開期限を設けて公表する。

（７）調査結果を踏まえた対応

区教育委員会は、調査報告書を学校に提供し、積極的に指導・助言および支援に関わる。学校は、区教育委員会の指導・助言を受けて、児童等に必要な支援を行う。児童等への支援策として、いじめを受けた児童等に対しては、重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活が送ることができるようになるための支援を行う。また、不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、ＳＣやＳＳＷ等と連携して学習支援や登校支援を行う。事案によっては、長期的な環境調整が必要となる場合もあり、進級や進学、転学の際にも児童等の情報を確実に引き継ぎ、継続的な見守りを行う。

一方、いじめを行った児童等に対しては、当該児童等が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から、保護者とも協力し、指導および支援を継続して行う。また、いじめを行った児童等およびその保護者に対して、ＳＣやＳＳＷによる

支援や、児童相談所、子ども家庭支援センター、警察署、少年センター等の関係機関と連携した支援を行う。

また、二度と同じ事態が発生しないようにするために、区教育委員会および学校は、調査報告書の内容および提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止等に関する組織的対応の徹底など、これまでの対応の見直しと再発防止策の確実な実施に取り組む。再発防止策の進捗状況は、区教育委員会が進捗管理を行い、確実に実施されるように支援を行う。

（８）重大事態調査の検証

区教育委員会は、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の区立学校においても同様の事態の発生防止につなげる取り組みや検証（研修会の開催や事例研究など）を行う。

６　重大事態の再調査

区長は、区教育委員会よりいじめの重大事態に係る調査結果の報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき（※）は、品川区いじめ問題調査委員会において、条例第２１条第３項の規定に基づき調査を行うことができる。なお、これは、法第 32 条第２項の規定に基づく調査と同義である。

※再調査を行う必要があると考えられる場合
①　調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと区長が判断した場合
②　事前にいじめを受けた児童等・保護者と確認した調査事項または調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、区長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
③　調査組織の構成について、区長が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前にいじめを受けた児童等・保護者に説明していないなどにより当該児童等・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

再調査をとりまとめた後は、当該再調査に係るいじめを受けた児童等およびその保護者に対し、当該再調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとし、当該再調査に係るいじめを行った児童等およびその保護者に対しても同様とする。

また、区長は、当該再調査の結果を区議会に報告するほか、区長および区教育委員会は、自らの権限および責任において、当該再調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

いじめの認知およびいじめ重大事態の認定フロー

いじめの発生および訴え

↓ 報告・連絡・相談

学校いじめ対策委員会の開催
（校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、ＳＣなど）
いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの調査と認知の判断、対応の協議

- □ ①　行為をした者（Ａ）も行為の対象となった者（Ｂ）も**児童等**であること。
- □ ②　ＡとＢの間に**一定の人的関係**が存在すること。
- □ ③　ＡがＢに対して**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含む）**をしたこと。
- □ ④　当該行為の対象となったＢが**心身の苦痛**を感じていること。

↓ いじめの定義の　４要件に相当

児童等への早期支援および解消に向けての関係機関と連携した組織的な対応 ← **いじめの認知** → 区教育委員会 いじめ発生報告受理

↓

重大事態の判断（学校および教育委員会）

１号案件重大事態

- □①　自殺を企図した。
- □②　身体に重大な障害を負った。
- □③　金品等に重大な被害を被った。
- □④　精神性の疾患を発症した。
- □⑤　上記①～④の疑いがある。

または

２号案件重大事態

- □⑥　３０日以上の欠席が続いている。
- □⑦　一定期間の連続した欠席が続いている。
- □⑧　学校への復帰が困難で転学の意向を示している。
- □⑨　上記⑥～⑧の疑いがある。
  ＊別室登校やマイスクール、フリースクールで出席扱いとはなっている場合など。

①～⑨いずれかに当てはまる場合

重大事態の認定・区への報告　＊対応フローへ

↑ 疑いあり

児童等および保護者から申立てがあり、
上記の例に類する重大な被害が生じている疑いがある。

疑いなし ↑

①～⑨に当てはまらない ↑

※学校が判断に迷う場合には、区教育委員会へ早期に相談し、判断すること。

いじめ重大事態の対応フロー

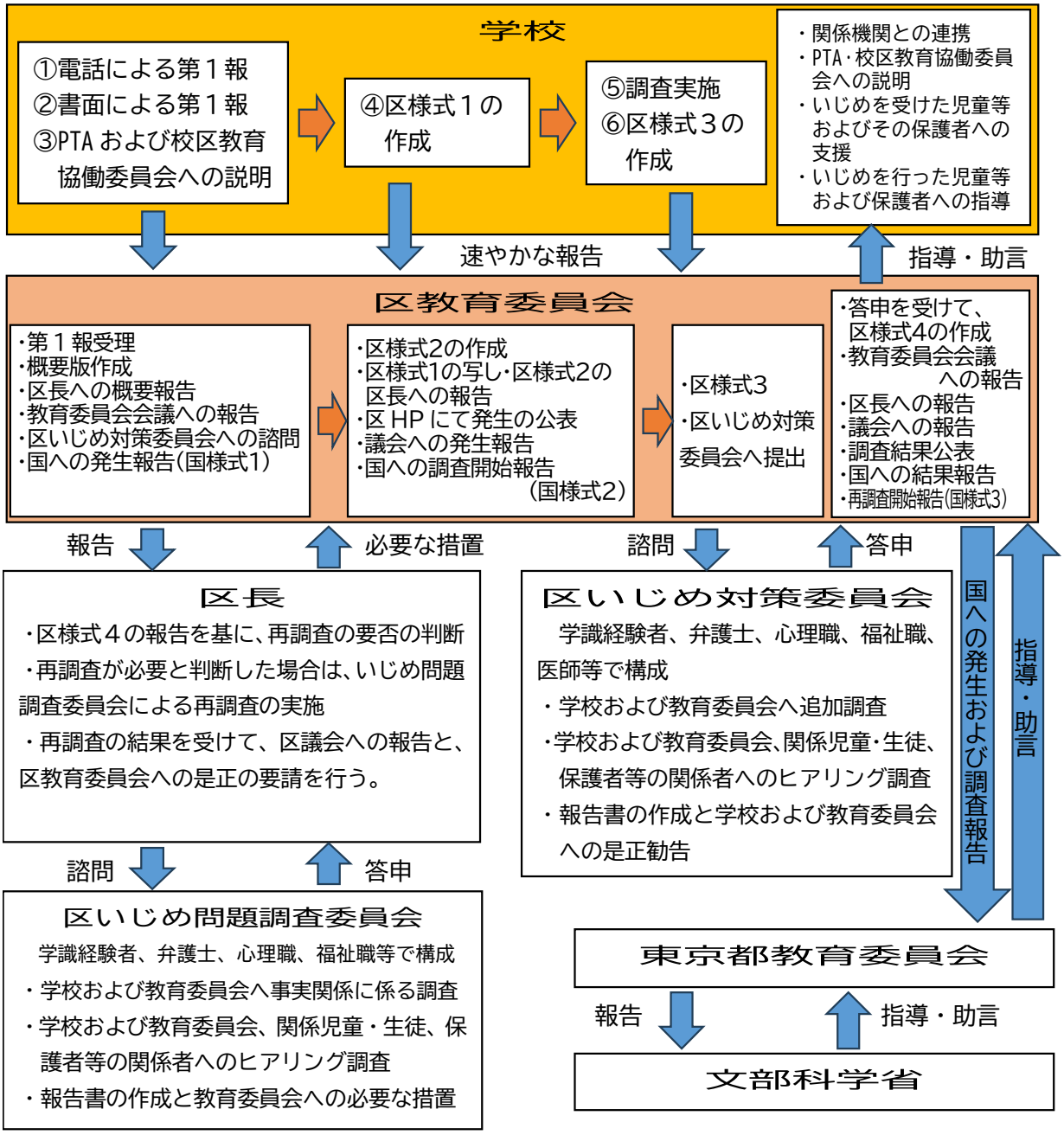

【区様式提出チェックリスト】
- □ 「(第１報）いじめの重大事態の発生について」（学校作成）と概要版（区教委作成）
- □ 区様式１「いじめの重大事態の発生について」（学校作成）（速やかに区教委へ提出）
- □ 区様式２「いじめの重大事態の発生について」（区教委作成）（様式１の写しとともに区長提出）
- □ 区様式３「いじめの重大事態の調査結果について」（学校作成）（様式１提出より１４日以内に区教委へ提出）
- □ 区様式４「いじめの重大事態の調査結果について」（区教委作成）（区いじめ対策委員会答申を受けて作成し、区長へ提出）

【国様式提出チェックリスト】
- □ 国様式１「いじめの重大事態の発生報告について」（区教委作成）（第１報を区長へ報告すると同時に作成し、都教委へ提出）
- □ 国様式２「いじめの重大事態の調査開始報告について」（区教委作成）（区いじめ対策委員会に諮問すると同時に作成し、都教委へ提出）
- □ 「いじめの重大事態の調査結果（答申)」（区いじめ対策委員会作成）（区いじめ対策委員会答申を受けて、都教委へ提出）
- □ 国様式３「いじめ重大事態の再調査の開始に関する報告について」（区教委作成）（区いじめ問題調査委員会答申を受けて、都教委へ提出）

「品川区いじめ防止対策推進基本方針」

品川区・品川区教育委員会

平成２８年	９月	制定
令和　５年	１２月１２日	改訂
令和　６年	５月　１日	改訂
令和　７年	１月２９日	改訂
令和　８年	４月　１日	改訂